

2020年3月

お客さま各位

きのくに信用金庫

「登録金融機関業務にかかる各種規定の改定」のお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、2020年4月に施行される改正民法を踏まえ、下記の「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」「一般債振替決済口座管理規定」を改定いたします。

なお、改定後の「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」「一般債振替決済口座管理規定」は、すでにお取引をいただいているお客さまにも適用されますので、何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 改定する規定

「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」「一般債振替決済口座管理規定」

2. 改定日 令和 2年 4月 1日（水）

3. 主な改定内容

- 改正民法において、「混合寄託」に係る規定が新設されたことによる日証協規則等における「混蔵」の語を「混合」に改めるとしたことに伴い改めました。
- 定型約款の変更要件が明文化されたことに伴い、各規定変更時の周知方法等について明確化しました。

また、今回の改定から、「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」「一般債振替決済口座管理規定」を電子化いたします。

改定後の各規定はこちらをご覧ください。

[各種規定 一覧](#)

以上